

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 指定製品の範囲の拡大

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第二項の政令で定めるものとして、現場発泡用の硬質ポリウレタンフォーム用原液のうち住宅の工事現場以外で断熱材の成形のために用いられるもの、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材並びに冷蔵機器及び冷凍機器を加えること。

（第一条関係）

第二 報告の徴収及び立入検査に係る規定の整備

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行に伴い、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する報告の徴収及び立入検査の実施方法を定めること。

（第五条及び第六条関係）

第三 その他所用の規定の整備を行うこと。

第四 附則

この政令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

(令和二年四月一日) から施行すること。

(附則関係)